

## 裁判所の鑑定人体験

名古屋営業所

近藤 浩

キーワード 鑑定 裁判 鉄骨

## 1. 概要

名古屋地方裁判所民事10部から、鉄骨を製作したが途中で建築工事が中止になり、前渡し金（着手金）の返還において、施主側が「不良鉄骨だから製作費用は払えない」と主張した「前渡し金返還訴訟」における鉄骨の鑑定を依頼された。

どのような経緯で工事が中止になったのか定かではないが、中止にならなかったらNG率二桁代の鉄骨が建てられ、ワンルームマンションとなっていた。

ただし、不良といっても完全溶け込み溶接部を目指して作られた鉄骨で、決して材料発注から手を抜く隅肉溶接ではなかった。

## 2. 鑑定事項

裁判所から依頼された鑑定事項は下記の項目であった。（原文のまま）

## 鑑定事項1

超音波探傷検査による、溶接の欠陥、傷、不具合の有無及び溶接の深さ、高さ、長さについて、社団法人日本建築学会の定める鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準適合性の有無

## 鑑定事項2

外観検査による、溶接の欠陥、傷、不具合の有無及び溶接の深さ、高さ、長さについて、社団法人日本建築学会の定める建築工事標準仕様書JASS6鉄骨工事のうち鉄骨精度検査基準適合性の有無

## 鑑定事項3

上記鑑定により、本件鉄骨に欠陥等が認められる場合、当該欠陥等が本件鉄骨作成当時から存在するものか、本件鉄骨作成後の保管中に生じたものか

鑑定事項の決定は裁判官、書記官、原告・被告のそれぞれの代理人弁護士、鑑定人（近藤）で協議し決定した。

### 3. 検査（鑑定）結果

30%抜き取りで外観検査、超音波探傷検査をおこなった。

#### 【超音波探傷検査】

| 検査部位 | 検査対象数 | 検査数 | 検査率<br>(%) | 不良数 | 不良率<br>(%) | 備考 |
|------|-------|-----|------------|-----|------------|----|
| 柱    | 648   | 199 | 30.7       | 34  | 17.1       |    |
| 梁    | 12    | 8   | 66.6       | 0   | 0          |    |
| 計    | 660   | 207 | 31.3       | 34  | 16.5       |    |

#### 【外観検査】

| 検査部位 | 検査対象数 | 検査数 | 検査率<br>(%) | 不良数 | 不良率<br>(%) | 備考      |
|------|-------|-----|------------|-----|------------|---------|
| 柱    | 648   | 199 | 30.7       | 159 | 79.9       |         |
| 梁    | 12    | 8   | 66.6       | 4   | 50.0       | 1箇所誤作有り |
| 計    | 660   | 207 | 31.3       | 163 | 78.8       |         |

まったくひどい溶接部ですぐ結論が出せて、ある意味安堵した。つまり不良率が5%前後だったら微妙な結論を書かなくてはならないし、まして社内検査をおこなっていない溶接部に対して“いつもの抜き取り方法、いつもの判定基準”を適用しているわけで、その意味ではほんとうによかった。

鑑定事項3の欠陥がいつ生じたのかはもちろん溶接施工時です。

また、内ダイヤフラムも隅肉溶接であることが垂直探傷で確認され、「施工に問題有り」という結論を出す上でプラスになった。

### 4. 書類作成

書類は「鑑定書」と「附属書」の2部構成で作成した。「鑑定書」は建築に素人である裁判官が初めて読んでも理解できるよう、出来るだけ平易に書いた。「附属書」は通常のJUSTの報告書で作成した。

各鑑定事項に対する結論は簡単で短い文章で終わったが、それぞれの結論のあとに用語や規準・規格・仕様書などに書かれていることを出来るだけ平易に解説しながら鑑定書を書いた。

たとえば、外観検査と超音波探傷検査は、全数検査ではお金がかかるので、30%抜き取りでおこない、不良率が5%以内を良否の境界としたが、この5%の判定の出所はAOQLという文言を使わないで、「標準仕様書」「JASS6」などの抜き取り方法の例をあげ解説した。（参考文献に「国土交通省」や「建築学会」など権威のありそうな名前が付いていると、裁判官はもとより原告、被告側の弁護士も疑わない）

また鑑定事項3の「欠陥の発生時期」については、JIS「溶接用語」を用い、参考文献とした「溶接協会」のテキストから引用した。

## 5. 外観検査から

少しだけ写真を添付します、すさまじいピットでした。



これだけ表面にピットがあれば、明らかに断面積が少ないと思われる



梁のFU、よくある誤作

設計も悪い

## 6. あとがき

裁判所から直接仕事の依頼がきた理由は、よくJUSTに調査依頼をしてくる裁判所の建築紛争調停委員（いわゆる鑑定人）の紹介でした。理由は「JUSTが認められている」事と「完全に鉄骨の良し悪しが争点になっている（JUSTの報告書だけで鑑定書になる）」ともうひとつあります。実は鑑定書を提出し請求書を出してから入金までの期間が約14ヶ月かかりました。鑑定料に対し裁判所は国庫？に入金してから支払うようです。つまり結審して判決が出され、その判決文に「被告は原告に〇〇万円払え」また「裁判費用は被告Aと被告Bで〇：〇の割合で支払え」と書いてありますが、双方が控訴しないで判決が確定し、これらのお金が入って来てから鑑定人に支払われます。

鑑定人がJUSTに仕事を依頼したら、入金まで裁判所に代わってお金をJUSTに支払わなければならないようです。